

新潟くらしの安全かわら版

## きーつけなせや

Vol.157

発行:新潟県県民生活課  
〒950-8570  
新潟市中央区新光町4-1  
電話:025-280-5135  
FAX:025-283-5879  
【新潟県くらしの安全情報サイト】  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/consumer.html>

## 電気やガスの契約トラブルに注意！ ～ウォーターサーバーのレンタル勧誘ケースも～

電力やガスの小売全面自由化に伴う契約の相談件数は減少傾向にあります。依然として「集合住宅全体の供給契約が変わるかのような説明で勧誘された」「知らない事業者に検針票を見せてしまった」などの相談が寄せられています。また、電気・ガス以外の別のサービス（家電製品や健康に関するサポート等）を同時に勧誘されて契約してしまったなどの相談もみられます。

## 【相談事例】

一人暮らしをしているアパートに事業者が訪ねてきて「このアパート全体の電力プランが変更になる。電気料金も安くなる」と言い、申込書を出してきたので記入した。後日、アパートの管理会社に問い合わせたところ、電力プランが変更になるなどということは知らないと言われた。事業者の言っていたことが事実ではなかったのでやめたい。（20歳代男性）



## 【相談事例】

「県内の電気料金が下がるので、対象地区すべてを訪問している」などと言われたので玄関先で話を聞くことにした。相手は電力会社の代理店を名乗り、契約中の電力会社の検針票を求められたため提示したところ、写真を撮影された。別の電力会社への切替を勧められ申し込んだが、その後も浄水型ウォーターサーバーのレンタルを勧誘された。1時間以上の勧誘を受け根負けしてそれらの契約書にサインをしたが、すべて不要なのでクーリング・オフしたい。（20歳代男性）



## アドバイス

- **契約先の事業者名や契約条件などをしっかりと確認し、料金プラン等の説明を受けたうえで契約の要否を検討しましょう。**
- **契約の意思がない場合ははっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。**
- **電気・ガスの契約と同時に別のサービスを勧誘された際は本当に必要かよく検討したうえで判断しましょう。**  
また、契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります。

# ～引越シーズン到来～ 原状回復トラブル等に注意しましょう！

## 引越トラブルの相談事例

- ・引越事業者が養生せず荷物を運び出したため、廊下や階段のクロス、床に多数の傷が入った。
- ・見積り時、エアコンの脱着作業に関する当日費用や高所作業に伴う追加費用の説明がなく、引越当日になって請求された。
- ・オンライン上で見積りを取り契約したが、荷物がトラックに乗りきれず積み残された。



- 引越事業者から渡される約款や見積書等の関係書類をしっかりと読み、疑問点や不明な点は必ず事前に確認するようにしましょう。
- 傷や故障のトラブルに備えて引越前後の状況を記録しておきましょう。
- 契約締結前に段ボール等の資材の提供を受ける際は、その取扱いを確認しましょう。

## 賃貸住宅の原状回復トラブルの相談事例

・退去後、管理会社から原状回復費用約6万円を請求され、その中にはエアコンクリーニング費用2万円が含まれていた。契約時の重要事項説明書には、退去時に借主がルームとエアコンのクリーニング費用を負担すると書かれているが、入居時にも初期費用としてエアコンクリーニング代約2万円を支払っていた。

・6年間家族で住んだ賃貸マンションを退去したが、壁紙のソファの跡の張替え費用と、浴室ドアの補修費用で合計17万円を請求された。壁紙は「経過年数6年を考慮して壁紙代金は免除するが、工賃の2割の5万円だけ負担して欲しい」と言われたが、そもそもソファの跡は自然損耗だと思うし、経過年数を考慮するなら工賃を請求するのもおかしい。また、浴室のドアも普通に使用しただけで壊していないので納得できない。

- 1 契約前**
  - 貸主側の説明をよく聞き、分からないことは確認しましょう
  - 原状回復やクリーニング費用の契約書の記載内容をよく確認！
- 2 入居時**
  - キズや汚れを確認し、写真やメモに記録に残しましょう。
  - エアコンなどの備え付け設備がきちんと動作するかも確認！
- 3 入居中**
  - 設備に不具合や故障が起こったらすぐに貸主側に連絡を！  
※無断で修繕を行うと退去時にトラブルになる可能性あり
- 4 退居時**
  - 入居時同様、キズや汚れを確認し写真やメモに記録！
  - 精算内容に納得できない点は、貸主側に説明を求めましょう



※独立行政法人国民生活センターHP「引越トラブルにご注意」 ([https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260204\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260204_1.html))、「賃貸住宅の原状回復トラブルにご注意！」 ([https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260217\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260217_1.html)) より一部抜粋・編集して掲載

## ▶少しでも不安に思ったら



- 消費者ホットライン 188
- 警察相談専用電話 #9110

最寄りの消費生活センター等につながります  
受付時間は窓口によって異なります  
けいさつ相談室につながります  
受付時間 月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～16:30